

令和3年度

気仙沼市健全化判断比率及び  
資金不足比率に関する

# 審査意見書

気仙沼市監査委員



## 目 次

第1	審査の対象	5
第2	審査の期間	5
第3	審査の方法	5
第4	審査の結果	5
1.	健全化判断比率の状況	6
2.	資金不足比率の状況	6
3.	むすび	7

## 審 査 資 料

資料1	実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況	10
資料2	資金不足比率の状況	11



# 令和3年度気仙沼市健全化判断比率及び 資金不足比率に関する審査意見

## 第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月25日まで

## 第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められた。

なお，健全化判断比率及び資金不足比率の状況等は別記のとおりであり，いずれの比率も早期健全化基準や経営健全化基準を下回っていた。

## 1. 健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.53	20.00
連結実質赤字比率	—	17.53	30.00
実質公債費比率	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 一般会計等の実質収支と公営企業等を含めた連結実質収支はともに黒字で、実質赤字比率や連結実質赤字比率は算定されず、将来負担比率も将来負担額が負となり算定されないことから「—」で表示している。

※ 各比率の早期健全化基準及び財政再生基準については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令に定められており（第7条及び第8条）、本市の場合、上記のとおりである。

## 2. 資金不足比率の状況

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率	経営健全化基準	
地 方 公 営 企 業	適	水道事業会計	—	20.0
		簡易水道事業会計	—	20.0
		ガス事業会計	—	20.0
	用	下水道事業会計	—	20.0
		病院事業会計	—	20.0
法	非 適 用	魚市場特別会計	—	20.0
		唐桑半島ビジターセンター事業特別会計	—	20.0

※ 公営企業会計に資金の剰余額が生じて不足額がない場合、資金不足比率は算定されず、「—」で表示している。

※ 各会計の経営健全化比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条で上記のとおり定められている。

### 3. むすび

健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率、並びに資金不足比率は、令和3年度も算定されず、実質公債費比率については、年々減少しており（図1参照）、本市の財政運営は健全であるものと判断される。

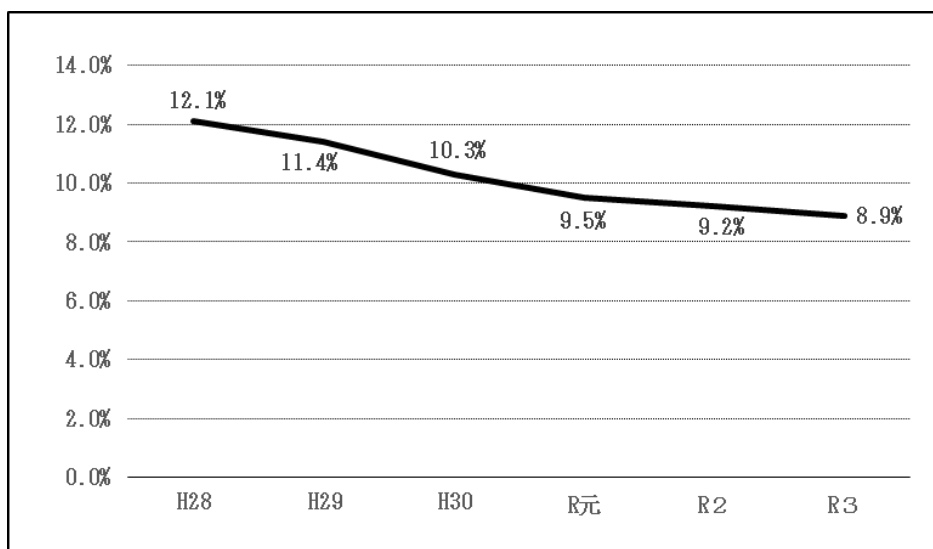
しかしながら、あくまでも一定の条件のもと計算された指標上のことであり、安心するものではないと考える。

本市の人口減少は続いており、これに伴う主要財源である市税や地方交付税の減少が見込まれる一方、歳出面では復興事業で整備した施設の維持管理費や庁舎をはじめ老朽化したインフラの再整備のほか、少子化対策、高齢化への対応、地場産業の振興などのソフト施策に多額の財源を要するものと考えられる。

また、一昨年来から流行の波を繰り返している新型コロナウイルス感染症が未だ終息しておらず、引き続き、地域経済や本市財政へ影響を及ぼしていくものと考えが、どの程度なのか見えない状況にある。

このような中、様々なニーズに応え持続可能な財政運営を図っていくためには、より一層の事務の効率化、財政基盤の強化が必要であり、地方公共団体運営の基本である最小の経費で最大の効果を挙げることを常に念頭に置き、「気仙沼市行財政改革大綱 2019」及び当該大綱に基づくアクションプランに鋭意取り組まれるよう望むものである。

（図1）実質公債費率の推移



## 【用語解説】

### [健全化判断比率]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第3条において、以下の4つの比率を健全化判断比率としている。

なお、地方公共団体は、いずれかの比率が早期健全化基準以上や財政再生基準以上の場合、財政健全化計画や財政再生計画を定めなければならない（健全化法第4条及び同法第8条）。

#### ① 実質赤字比率

一般会計等（普通会計）における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので標準税収額や普通交付税額等を合計した額。

#### ② 連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額又は資金の不足額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する比率。

#### ③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3年間の平均。

準元利償還金とは、公営企業会計への繰出金のうち公営企業債の償還や一部事務組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還に充てられたと認められるもののほか、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどを指します。

#### ④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

負債には、一部事務組合等や地方公社、第三セクターを含み、償還に充当可能な基金等の額を控除したもの。

### [資金不足比率]

公営企業会計ごとにおける資金の不足額の事業規模に対する比率。

資金の不足額とは、普通会計の実質赤字額に相当し、事業規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益（営業収益）に相当する額を指します。

なお、当該比率が経営健全化基準以上の場合、公営企業を経営する地方公共団体は、経営健全化計画を定めなければならない（健全化法第23条）。



# 審 查 資 料

## 資料1

## 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額又は 資金不足・剰余額
一般会計等（普通会計）①	3,836,850
一般会計	3,836,850
特別会計②	4,163,035
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る会計以外	474,359
国民健康保険特別会計	148,311
後期高齢者医療特別会計	9,569
介護保険特別会計	316,479
公営企業会計	3,688,676
地方 公 営 用 企 業 法 地 方 適 用 非 適 用	
水道事業会計	1,223,157
簡易水道事業会計	16,826
ガス事業会計	176,607
下水道事業会計	48,401
病院事業会計	2,223,295
魚市場特別会計	347
唐桑半島ビジターセンター事業特別会計	43
合計（連結実質収支）①+②=③	7,999,885
標準財政規模④	19,242,836
実質赤字比率①/④(%)	△ 19.93
連結実質赤字比率③/④(%)	△ 41.57

※ 一般会計の実質収支額は、地方財政状況調査（決算統計）に基づく金額を記載している。

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」を負の値で表記している。

## 資料2

## 資金不足比率の状況

(単位：千円)

公 営 企 業 会 計 名		資金不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 ①/②(%)	
地 方 公 営 企 業 法	適	水道事業会計	△ 1,223,157	1,554,285	—
		簡易水道事業会計	△ 16,826	19,604	—
		ガス事業会計	△ 176,607	256,750	—
		下水道事業会計	△ 48,401	484,672	—
		病院事業会計	△ 2,223,295	8,393,127	—
	非	魚市場特別会計	△ 347	143,683	—
	適	唐桑半島ビジターセンター事業特別会計	△ 43	615	—

※ 各会計の資金の不足額は、剰余金が生じた場合、負の値として「△」で表わしている。  
不足額がないことから、資金不足比率は算定されず、「—」で表記している。